

森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書作成要領

昭和 56 年 12 月 5 日 林業第 678 号

最終改正 平成 15 年 3 月 24 日 緑第 1278 号

第 1 趣 旨

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（以下「規則」という。）第 4 条に規定する森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の作成は、この要領の定めるところによる。

第 2 申請書の作成方法

(1) 申請書は、市町村別、事業別、事業区分別に次表により別葉として作成する。

事業名	事業区分名	事業名	事業区分名
森林災害復旧造林事業	被害木等の整理	県単雪害等復旧造林事業	県単除・間伐
	跡地造林		県単倒木起こし
	倒木起こし		県単作業路の開設
	作業路の開設		県単被害木等の整理

(2) 空欄には事業名を記載する。

第 3 実施内訳明細書の記載方法

(1) () 欄には、事業名を記載する。

(2) 年度欄には、申請年度を記載する。

(3) 区分 () 欄には、事業区分名を記載する。

(4) 申請番号欄には、申請者ごとに次の例により記載する。

ア 申請者が 1 施業地で、森林災害等復旧造林事業（以下「事業」という。）を実施する場合、蓄積、植栽樹種、植栽本数、林齢、樹種、被害率等補助金算定上の因子（以下「補助金算定上の因子」という。）に相違がない場合

人 番 号	施業地番号	枝 番 号
1	_____	1

イ 申請者が 2 施業地で事業を実施する場合、補助金算定上の因子に相違がない場合

1	_____	1
1	_____	2

ウ 申請者が 2 施業地で事業を実施する場合、補助金算定上の因子に相違がある場合

1	_____	1	_____	1
1	_____	1	_____	2
1	_____	2	_____	1
1	_____	2	_____	2

エ 人番号は、申請者が異なるごとに一連番号を付する。

- (5) 林小班欄には、森林簿により該当する施行地の林小班を記載する。
- (6) 地区欄には、査定内訳表（森林災害等復旧造林事業実施要領第 10 に規定する「査定内訳表」。以下同じ。）の地区番号を記載する。ただし、県単雪害復旧造林事業の場合は空欄とする。
- (7) 施行団地欄には査定内訳表の整理番号を記載する。ただし、県単雪害復旧造林事業の場合は空欄とする。
- (8) 事業地の所在地欄には、施行地の大字・字及び地番を記載する。
- (9) 面積欄には、区域面積を記載する。ただし、作業路にあつては、幅員と延長を倒木起こし機の整備にあつては、台数をそれぞれ記載する。
- (10) 造林の明細欄については、次により記載する。
 - ア 樹種欄については、跡地造林の植栽樹種名、被害木等の整理、倒木起こし、県単除・間伐県単被害木等の整理及び県単倒木起こしの樹種名を記載し、下欄に合計を記載する。
 - イ 苗齢欄については、跡地造林の植栽樹種の苗齢、被害木等の整理、倒木起こし、県単除・間伐、県単被害木等の整理及び県単倒木起こしの林齢を記載する。
 - ウ 植栽本数欄については、跡地造林の植栽本数を記載する。
- (11) 造林地の状況欄には、現地調査が省略できる 1 施行地 0.3 ヘクタール未満の跡地造林及び 0.5 ヘクタール未満の被害木等の整理並びに倒木起こしについてのみ、次により記載する。
 - ア 蓄積欄には、被害木等の整理における蓄積を記載する。
 - イ 被害率欄には、申請者の現地調査による被害率と査定内訳表の申請被害率のいずれか低い方を記載する。

第 4 準用規定

森林整備事業補助金交付申請書作成要領の第 3 の(9)、(13)、第 4 の規定は、この要領において準用する。